

グループホーム ゆうゆう

重要事項説明書

グループホームゆうゆう（以下、「ホーム」という）との入居契約を締結される利用者及び、ご家族又は身元引受人の皆様に対し、ホームの概況や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明いたします。

1. ホーム経営法人

事業主体名	社会福祉法人「宝寿会」
法人名	社会福祉法人 「宝寿会」
代表者	理事長 小野田準子
所在地	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3
電話番号	0790-32-3333 FAX0790-32-3377
法人の理念 グループホーム モットー	・ 思いやり ・ 安心安全 ・ 安らぎ ご入居者が、職員と共に、楽しみを持ち、 自分らしく暮せるホームを目指します
他の介護保険関連の 事業	① 特別養護老人ホーム（うぐいす荘、夢の里、四季の郷、漫遊の郷） ② 経費老人ホーム（青山苑） ③ 老人デイサービス事業（うぐいす荘、夢の里） ④ 老人短期入所事業（うぐいす荘、夢の里） ⑤ 居宅介護支援事業所（うぐいす荘、夢の里） ⑥ 老人介護支援センター（夢の里） ⑦ 訪問介護事業（ヘルパーステーション青山苑） ⑧ サービス付き高齢者向け長屋（宝寿の郷）

2. ホームの概要

ホーム名	グループホーム ゆうゆう
ホームの目的	要介護状態の認知症のある被保険者（以下利用者という）について、介護サービスに基づき、家庭的環境の中で、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活をできるように援助することを目的とします。

ホームの運営方針	1 提供する指定認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。 2 利用者の認知症の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切な援助・支援を行うものとします。 3 利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとします。 4 認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとします。 5 介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又は、その家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明を行います。 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は、身体を保護するため緊急やむ得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとします。 ・身体拘束を適正化することを目的として、「身体拘適正化委員会」を設置します。 ・身体拘束適正化委員会は 3 か月に 1 回以上開催します。また、年 2 回の研修を行います。 7 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとします。 ・事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催します。 ・虐待防止のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施します。 8 事業所は、すべての職員が個人としての尊厳を尊重され、働きやすい職場環境を確立することにより、職員の利益の保護及び能率の向上を図ることを目的としてハラスメントの防止及び対応に関し、必要な事項を定めます。 ・ハラスメント防止対策における指針の整備 ・ハラスメント相談窓口の設置 9 事業所は、自らその 提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常に改善を図るよう努力するものとします。
ホームの責任者	管理者 坂本 京子
開設年月日	2005 年 10 月 1 日
保険事業者指定番号	2873400762
所在地、電話・FAX	兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3 電話 0790-32-3333 FAX 0790-32-3377

交通の便	JR 播但線寺前駅下車 車で約 7 分 (約 5km) 神姫バス福山下車 徒歩 20 分 (約 0.5km)
敷地概要 (権利関係)	10052.38 m ² (借地)
建物概要 (権利関係)	構造：鉄骨造り 2 階建て 延床面積：668.18 m ²
居室の概要	定員 18 名：全室個室 (居室内に洗面所設置) ベッド、寝具、タンス等は、持ち込みです
共用施設の概要	・トイレ 4 か所 ・風呂 1 か所 ・食堂兼居間 (畳スペースあり) ・キッチン ・事務室 (各階に)
緊急対応方法	緊急時対応マニュアル作成により実施します。(事故防止・事故対策等)
防犯防災設備 非難設備等の概要	◎非常口 (6 ヲ所) ◎消火器 (4 ヲ所) 自動火災報知器 ◎ 誘導灯 ◎スプリンクラー ◎非常階段 ◎ 消防署・警察署等の協力により非難訓練、消火訓練を行います。
損害賠償責任保険 加入先	損害賠償責任保険加入 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

3. 職員体制 (主たる職員)

2 階あかり

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1 人		1 人			介護福祉士 介護支援専門員	認知症対応型サービス事業 管理者研修
計画作成担当者	1 人		1 人			介護福祉士 介護支援専門員	認知症介護実践研修
介護従事者	6 人	4 人		2 人		介護福祉士 : 3 名	認知症介護実践研修 : 1 名 認知症介護実務者研修 : 2 名 認知症介護基礎研修 : 1 名

1 階せせらぎ

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保有資格	研修会受講等内容
		専従	兼務	専従	兼務		
計画作成担当者	1 人		1 人			介護福祉士	認知症介護実践研修
介護従事者	6 人	4 人	1 人	1 人		介護福祉士 : 5 名	認知症介護実践研修 : 3 名 認知症介護実務者研修 : 2 名 認知症介護基礎研修 : 1 名

4. 勤務体制

1ユニットあたり

昼間の体制	早出 7:30～16:30 1人 日勤 9:00～18:00 1人、 遅出 10:00～19:00 1人
夜間の体制	各ユニット1人（16:30～翌 9:30）

5. 利用状況（R7年 4月 1日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員 9人 （ユニット数：2ユニット）総定員 18人
要介護度別	要介護度 1: 2人 要介護度 2: 9人 要介護度 3: 5人 要介護度 4: 2人 要介護度 5: 0人

6. ホーム利用にあたっての留意点

- ・ 面会・外出・外泊 : 来訪者は、必ず職員に届け出てください。宿泊、外泊、外出の際には、必ず行き先、帰宅時間等、職員に許可を得てください。
- ・ 居室の造作模様替 : あらかじめその内容を書面で提出し、ホームの承認を得てください。造作・模様替えに要した費用及び、原状回復の費用は利用者の負担とします。
- ・ 迷惑行為 : 騒音等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室に立ち入らないようにして下さい。
- ・ 所持品・現金の管理 : 利用者のご依頼があれば、日常生活に必要な現金につきましては、その範囲内でホームが管理します。その方法につきましては別途基準を作成します。
- ・ 宗教・政治活動 : 施設内で利用者の意に反する宗教活動、政治活動は、ご遠慮ください。
- ・ ペットの飼育 : 利用者の居室でのペットの飼育はご遠慮ください。

7. サービス利用料

(1) 基本料金（介護保険給付対象サービスの1日あたりの自己負担分） (円)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1割負担	753 円	788 円	812 円	828 円	845 円
2割負担	1,506 円	1,576 円	1,624 円	1,656 円	1,690 円
3割負担	2,259 円	2,364 円	2,436 円	2,484 円	2,535 円

	1割負担	2割負担	3割負担
サービス提供体制強化加算 I	1日 22 円	1日 44 円	1日 66 円
口腔衛生管理体制加算	1月 30 円	1月 60 円	1月 90 円
医療連携加算 I	1日 37 円	1日 74 円	1日 111 円
処遇改善加算 I	1ヶ月利用単位数×186/1000		

尚、上記加算料金は、施設職員配置等により、変動が生じる場合があります。

☆ 別途料金

- ・初期加算 入居後 30 日に限り、1 日 30 円加算させていただきます。
- ・入院時費用 1 か月に 6 日を限度として、1 日 246 単位を算定させていただきます。
- ・看取り加算

ご家族のご希望により看取り介護をさせていただく際には、同意書による確認の上下記の通り加算させていただきます。

死亡日以前 4 日以上 30 日以下	144 円（1 日）
死亡日以前 2 日または 3 日	680 円（1 日）
死亡日	1,280 円

（２）サービス利用料等（介護保険給付対象外サービスの 1 ヶ月あたりの自己負担分）

種 類		金 額
家 賃	1 階	35,000 円/月 1 日：1,160 円
	2 階	40,000 円/月 1 日：1,330 円
食材料費		1 日 1,200 円（朝：200 円、昼：370 円、夕：520 円、おやつ：110 円）
光熱水費		10,000 円/月
共益費		10,000 円/月

- ・ 月の中途における入退居の料金については、日割り計算するものとする。

（３）その他の費用：実費（居室の電気代：使用量/月・おしめ代・理、美容代・嗜好品 その他日用品費）

8. 協力医療機関

協力医療機関	公立神崎総合病院 内科・外科・整形外科・眼科・歯科・産婦人科・神経科・脳神経外科 耳鼻科・皮膚科・リハビリテーション科他
協力歯科	たずみ歯科
契約 訪問看護ステーション	訪問看護リハビリステーションふくさき

9. 苦情相談機関

（１）施設内苦情受付機関

① 苦情受付担当者

ホーム苦情相談窓口	担当者：小峰絵理子 グループホームゆうゆう：0790-32-3333
-----------	------------------------------------

② 第三者委員

氏 名	中 野 正 義
住 所	神崎郡神河町東柏尾 605 番地の 2
電話番号	0 7 9 0—2 1—1 0 4 9

氏 名	橋本 栄
住 所	姫路夢前町戸倉 290
電話番号	0 7 9—3 3 6—2 2 0 9

氏 名	藤 原 修
住 所	姫路夢前町野畑 457-2
電話番号	0 9 0—2 7 0 9—1 3 2 3

③ 苦情解決責任者

氏 名	坂 本 京 子
職 名	施設長

苦情の受付窓口のほかに、第三者委員も直接苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情受付を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立ち合いなどもいたします。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

・ 神河町介護保険担当課 ： 神崎郡神河町栗賀町 630 TEL 0790-32-2421 FAX 0790-31-2800 受付期間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
・ 国民健康保険団体連合会 ： 神戸市中央区三宮町 1 丁目 9 番 1-1801 号 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650 受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:15

10.ハラスメント相談窓口

グループホームゆうゆう 施設長 坂本京子

・相談の申し出は、面談・手紙・電話、いずれでも可能です。また、実際に生じている場合だけでなく、生じる可能性がある場合や放置すれば状況が悪化する恐れがある場合などでも、広く相談に対応いたします。

令和 年 月 日

認知症対応共同生活介護 グループホーム ゆうゆう

住所 兵庫県神崎郡神河町福本字中茶屋山 1241-3
説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

住所
氏名 印

(利用者代理人)

住所
氏名 印

(身元引受人)

住所
氏名 印